

質問票に対する回答

⑤ 地域自治区・区役所・地域協議会

	質問要旨	回答要旨
1	・特別区の本庁舎と区役所の役割分担はどうなっているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎は、特別区の組織を指揮、総括するとともに、特別区長や区議会に加え、危機管理室及び政策企画部を優先的に配置することとを想定しています。 ・現在の24区役所で実施している事務のうち、企画部門や内部管理事務などを本庁に集約したうえで、窓口サービス、保健福祉センター、地域活動支援など住民に密接した事務等を区役所(地域自治区の事務所)において引き続き行います。
2	・現在、東住吉区の住民が、阿倍野区役所で手続きをすることも出来るようになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の24区役所で実施している事務のうち、窓口サービス、保健福祉センター、地域活動支援など住民に密接した事務は、引き続き区役所(地域自治区の事務所)で実施することとしています。 ・お住いの地域自治区以外の区役所での各種手続きについては、特別区設置準備期間中に検討することとしています。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区になったら区役所は土日夜間なども開庁できるか。 ・特別区内の情報が区役所に行かなくても入手できるよう、オンライン化を進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、大阪市では、毎月第4日曜日に全区役所(出張所を除く)を開庁し、住民情報担当及び保険年金担当の一部業務を行っています。 ・特別区設置後は、選挙で選ばれるそれぞれの区長と区議会が住民の意見を聴きながら、地域の実情に応じて判断し、住民に身近なサービスをきめ細かく提供することとなります。
4	・区役所のサービス維持について、例えば旧住吉区民は旧住吉区役所でしか手続きができないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区を設置する際は、大阪市の住民サービスの水準を低下させないように引き継ぎ、その際には大阪市の特色ある住民サービスについても、その内容や水準を維持することとしています。 ・お住いの地域自治区以外の区役所での各種手続きについては、今まで通りのサービスを受けることが出来るよう検討します。
5	・現在区役所は、金曜日は19時まで、第4日曜日は平日と同じように開庁しているが、特別区になったら、区長の権限で廃止することもあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、すべての区役所(出張所を除く)において、毎週金曜日は19時まで時間延長し、毎月第4日曜日に開庁しており、特別区設置の際、これらの住民サービスは維持されます。 ・特別区設置後は、現在の市長が市民の声を聴きながら判断しているのと同様、選挙で選ばれるそれぞれの区長と区議会が住民の意見を聴きながら、地域の実情に応じて判断し、より住民に身近なサービスをきめ細かく提供することとなります。
6	・現在の24区にいるご当地キャラは特別区設置後はどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・24区のキャラクターは、各特別区に引き継がれます。特別区設置後の扱いは、選挙で選ばれる区長と区議会が住民の意見を聴きながら、決めていくこととなります。

	質問要旨	回答要旨
7	・区役所のサービスは、今まで通り実施とのことだが、それはずっと続けられるのか。	・現在の24区役所で実施している窓口サービスや保健福祉センターなどの住民に密接した事務は、引き続き区役所(地域自治区の事務所)で実施することとしています。特別区設置後は、選挙で選ばれるそれぞれの区長と区議会が住民の意見を聴きながら、地域の実情に応じて判断し、住民に身近なサービスをよりきめ細かく提供することとなります。
8	・現在の区役所で、窓口サービスや保健福祉センターの事務を引き続き実施するとあるが、今まで区役所で行っていた手続き等でできなくなることはあるか。	・現在の24区役所で実施している事務については、企画部門や内部事務は特別区の本庁に集約し、窓口サービス、保健福祉センターの事務、地域活動支援などの事務は引き続き区役所で実施します。なお、現在、港区役所で行われている手続き等は、特別区設置後も同様に港区役所で実施します。
9	地域自治区を設置できるのは市町村だけであり、特別区には設置できないのではないか。	地方自治法において地域自治区は特別区にも設置できます。 (参考) 地方自治法第2編(第5条～第263条の3)中市に関する規定は、地方自治法第283条第1項の規定により特別区に適用されることとなりますので、地域自治区の設置(第202条の4)についても特別区に適用されます。
10	・現在、市内24の区役所では住民票や戸籍関係、税金の関係証明を取れるが、この利便性は維持されるのか。(特別区単位でしか取れなくなるのか。)また、法人関係税や固定資産税の証明はどうなるのか。	・住民票の写し、戸籍謄本等の交付については、お住いの区役所で手続きを行っていただくこととなります。なお、住民票の写しの交付手続きは、現在でも、マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類を提示することにより、広域交付住民票の交付を他の市区町村で受けることが可能です。
11	・区役所は、居住している区の区役所のみが利用できるのか。(住吉区役所よりも西成区役所の方が利用しやすい。)	・現在、区役所で行っている手続き等については、引き続きお住いの区役所をご利用いただくこととなります。

	質問要旨	回答要旨
12	<p>・区役所の窓口サービスが変わらないことはわかったが、これまでと同様に最寄りの区役所でしか各種申請手続きを行えないのか。これを機に他区の区役所の利用、休日の開庁、オンラインの拡大等への対応をしないのか。</p> <p>・住所変更が特別区をまたぐ場合、その手続き等はこれまでと変わり申請書類が増えるなど煩雑化するのか。</p>	<p>・現在、大阪市では、毎月第4日曜日に全区役所(出張所を除く)を開庁するなど、住民情報担当及び保険年金担当の一部業務を行っており、特別区設置の際、これらの住民サービスは維持されます。また、今年度からオンライン手続きを拡大しており、こうした取り組みは特別区へ引き継がれます。</p> <p>特別区設置後は、選挙で選ばれるそれぞれの区長と区議会が住民の意見を聴きながら、地域の実情に応じて判断し、住民に身近なサービスをきめ細かく提供することとなります。</p> <p>・住所変更が特別区をまたぐ場合について、現在大阪市内での転居は、転出証明書の提出は不要ですが、特別区から他の特別区へ住所を変更する場合には、居住する自治体が変わるため、転入先の区役所で転出証明書の提出が必要となります。</p>